

通達甲（警・給・給2）第27号
昭和43年10月17日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 部長、参事官 殿
所属長

警 務 部 長

職員の給与に関する条例施行規則等の運用について

〔沿革〕 昭和 45年 1月 通達甲（警・給・給2）第1号
46年 11月 同第13号
48年 11月 同第13号
53年 3月 同第3号
57年 4月 同第3号
59年 3月 同第3号
平成 9年 3月 同（警・給・給1）第7号
20年 7月 同（副監・警・給・給企）第13号改正

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号。以下「給与条例」という。）および職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号。以下「施行規則」という。）の運用解釈については、職員の給与に関する条例及び同施行規則の解釈及び運用方針等について（昭和37年11月1日37総勤労発第96号の2。以下「解釈運用方針」という。）に定めるもののほか、次により昭和43年11月1日から実施することとしたから事務取扱いに誤りのないようになされたい。

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 職員の給与に関する条例施行規則等の制定について（昭和37年12月11日通達甲（警・給・給）第30号）
- 2 「職員の給与に関する条例施行規則等の制定について」の一部改正について（昭和41年11月1日通達甲（警・給・給2）第24号）

記

第 1 改正の趣旨

超過勤務手当等の支給日は、施行規則第14条により15日と定められていたが、当庁の事務上の都合から従来どおりの18日に支給することを特例として認められてきたところである。このたび電子計算組織による給与計算事務が軌道にのつたことに伴い、きたる11月（10月分）から同規則第14条第1項による給料の支給日（15日）に支給することとされたので、この機会に通達の整備

を図るため全面改正を行なうものである。

第 2 都規則等の読替え

解釈運用方針中に掲げられている次表左欄の東京都規則および同訓令は、それぞれ右欄の当庁訓令に読み替えて適用するものとする。

給料の特別調整額に関する規程（昭和32年4月東京都訓令甲第10号）

通勤手当支給規程（昭和33年7月東京都訓令甲第53号）

特地勤務手当等支給規程（昭和62年3月東京都訓令第9号）

宿日直手当支給規程（昭和35年6月東京都訓令甲第43号） 給料の特別調整額に関する規程（昭和35年4月15日訓令甲第14号）

警視庁警察職員通勤手当支給規程（昭和33年7月22日訓令甲第18号）

特地勤務手当等支給規程（昭和62年4月1日訓令甲第8号）

宿日直手当支給規程（昭和43年3月25日訓令甲第9号）

第 3 取扱上の留意事項

- 1 扶養親族等に関する届出は、会計事務を担当する係において取り扱うものとする。
- 2 給与の減額免除の取扱いは、警視庁職員の給与の減額の免除に関する規程（平成20年7月1日訓令甲第28号）により行うものとする。
- 3 給与の減額の取扱いは、次により行うものとする。
 - (1) 施行規則第8条に規定する給与減額整理簿は、警務係又は庶務を担当する係において取り扱うこと。
 - (2) 給与を減額する場合は、減額すべき事実のあつた日の時間を単位として行い、減額する時間の合計に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てること。
 - (3) 減額する1時間当たりの給与額の算出は、給与条例第18条により行うものとし、その計算方法のうち、円位未満の端数が生じた場合は50銭以上は切り上げて1円とし、50銭未満は切り捨てること。
- 4 超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当等は、前月分を給料支給日に支給するものとする。